

角田市学校の適正規模等に関する基本構想

令和 2 年 1 月

角田市教育委員会

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	基本構想策定にあたって	2
1	角田市立学校施設整備の将来構想の取組状況	2
2	新たな基本構想の趣旨	2
3	基本構想の位置付け	3
4	基本構想の計画期間	3
第3章	小中学校の現状	4
1	児童生徒数の推移	4
2	児童生徒数の現状	4
3	学校施設の老朽化の現状	5
第4章	学校の適正規模・適正配置化の背景	7
1	学校の適正規模・適正配置化が課題となる背景	7
2	学校適正規模等に関する基本的な考え方	7
第5章	学校適正規模等の必要性	8
1	学校適正規模等の必要性	8
2	学校教育環境の質的向上	9
第6章	児童生徒数の将来推計	10
1	角田市の将来人口推計	10
2	児童生徒数の将来推計（短期）	10
3	児童生徒数の将来推計（中長期）	12
第7章	保護者アンケートの結果	13
1	保護者アンケートの趣旨	13
2	保護者アンケートの結果	13
第8章	学校適正規模等の将来構想	17
1	新しい将来構想の基本的考え方	17
2	新しい将来構想	18
3	基本構想の推進に向けて	22
資料編		24

第1章 はじめに

全国的に人口減少・少子化が進行する中、角田市においても人口が減少し、ついに3万人台を割り込み令和元年12月末現在の住民基本台帳人口は28,728人まで減少しています。同時に高齢化が進行する一方、特にここ10年来の出生者数の減少は急激で、今後ますます児童生徒数が減少し、全体として小中学校の小規模化が進み、将来的に教育環境への様々な課題が生じることが懸念されます。

角田市教育委員会は、児童生徒のよりよい教育環境の整備と、教育の質のさらなる充実を目的として平成17年9月に「角田市立学校施設整備の将来構想」（計画期間＝平成18～平成34年度）を策定し、学校施設の耐震補強や西根中学校と北角田中学校、小田小学校と角田小学校の統廃合の取組を行ってきたところです。

一方、国・文部科学省では約60年ぶりに学校の統廃合に関する見直しが行われ、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、小規模校に対する対応の目安など学校統合に当たっての指針等が示されました。

「角田市立学校施設整備の将来構想」において策定当時の児童生徒数の将来予測と現状の乖離が著しく、かつ学校施設の老朽化が進んでいること、近い将来、複式学級等の小規模校が複数校出現するなどの現状を踏まえ、次世代を担う子どもたちのための教育環境を整備するため、「角田市立学校施設整備の将来構想」を見直し、新たに「角田市学校の適正規模等に関する基本構想」を策定するものです。

第2章 基本構想策定にあたって

1 角田市立学校施設整備の将来構想の取組状況

平成17年9月に策定した「角田市立学校施設整備の将来構想」では、その計画期間を平成18年度から平成34年度までの17年間とし、その計画推進期間を第1期から第3期までに区分して推進することにしました。

この構想策定当時、本市の学校施設はその建築年次の関係から耐震対策に大きな課題を抱えていましたが、平成20～23年度までの国の大規模な経済対策等の補助事業を最大限活用し、計画を大きく前倒しして耐震補強を終え、また西根中学校と小田小学校は、それぞれ北角田中学校と角田小学校に統合し、統合による児童生徒の通学支援として、新たにスクールバスを運行して対応したところです。

なお、「角田市立学校施設整備の将来構想」のこれまでの取組状況の概要は下図のとおりです。

期別	期 間	具体的方針	実施状況
1期	H18～H24	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校施設耐震化計画の策定 ◇金津中学校の整備 ◇小田小学校の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・H18—全施設の耐震診断と耐震化計画 ・H20—北角田中学校の改築 ・H21—西根中学校と北角田中学校統合 ・H22—金津中学校大規模改修整備 ・藤尾小学校耐震改修整備 ・H23—角田中学校耐震改修整備 ・小田小学校と角田小学校統合 ・その他H23までにS56以前に建築した全ての施設の耐震化完了
2期	H25～H29	<ul style="list-style-type: none"> ◇角田中学校の整備 ◇藤尾小学校の整備 ◇西根中学校の見直し 	
3期	H30～H34	<ul style="list-style-type: none"> ◇北角田中学校の整備 ◇東根小学校の見直し ◇枝野小学校の見直し ◇西根小学校の見直し 	

2 新たな基本構想の趣旨

少子化による児童生徒数の急減により、複式学級の発生や部活動を縮小しなければならない学校に対し、学校の適正規模・適正配置によりこれらを解消することは重要な課題であると考えられます。

学校教育は集団で行うことを基本としており、学校では様々な考え方や体験を持つ子どもたちが集団を通して切磋琢磨し、学び合う場であることを考えると、教育環境の面において一定の学

校規模であることが重要と考えられます。学校施設がますます老朽化し、子どもたちが年々減少する中、一定の集団を確保し、良好で質の高い教育環境を維持向上しなければなりません。

また、学校が果たしてきた地域コミュニティに対する役割についても同時に再確認するとともに、地域住民や児童生徒の保護者の皆様の意見を伺いながら進めていく必要があります。

角田市教育委員会では、平成30年6月に「角田市学校適正規模検討委員会」を設置し、地域住民の代表、児童生徒の保護者の代表、学校関係者、学識経験者の方との意見交換、協議検討を通して次世代を担う子どもたちのため、保護者の皆様へのアンケート調査の結果も踏まえ、これまでの構想を見直し、新たな構想を策定するものです。

3 基本構想の位置付け

「角田市学校の適正規模等に関する基本構想」は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき平成28年3月に策定した角田市教育振興基本計画で定めた施策を具現化するための基本構想として位置付けます。

4 基本構想の計画期間

現在の人口減少、少子化の傾向は、全国的かつ構造的なものとして受け止めるとともに、学校施設の老朽化対策を考慮し、「角田市学校の適正規模等に関する基本構想」の計画期間は、令和元年度から令和15年度までの15年間とします。

平成17年9月に策定した「角田市立学校施設整備の将来構想」【平成18～34年度】を見直し、新たに「角田市学校の適正規模等に関する基本構想」【令和元～15年度】を策定する。

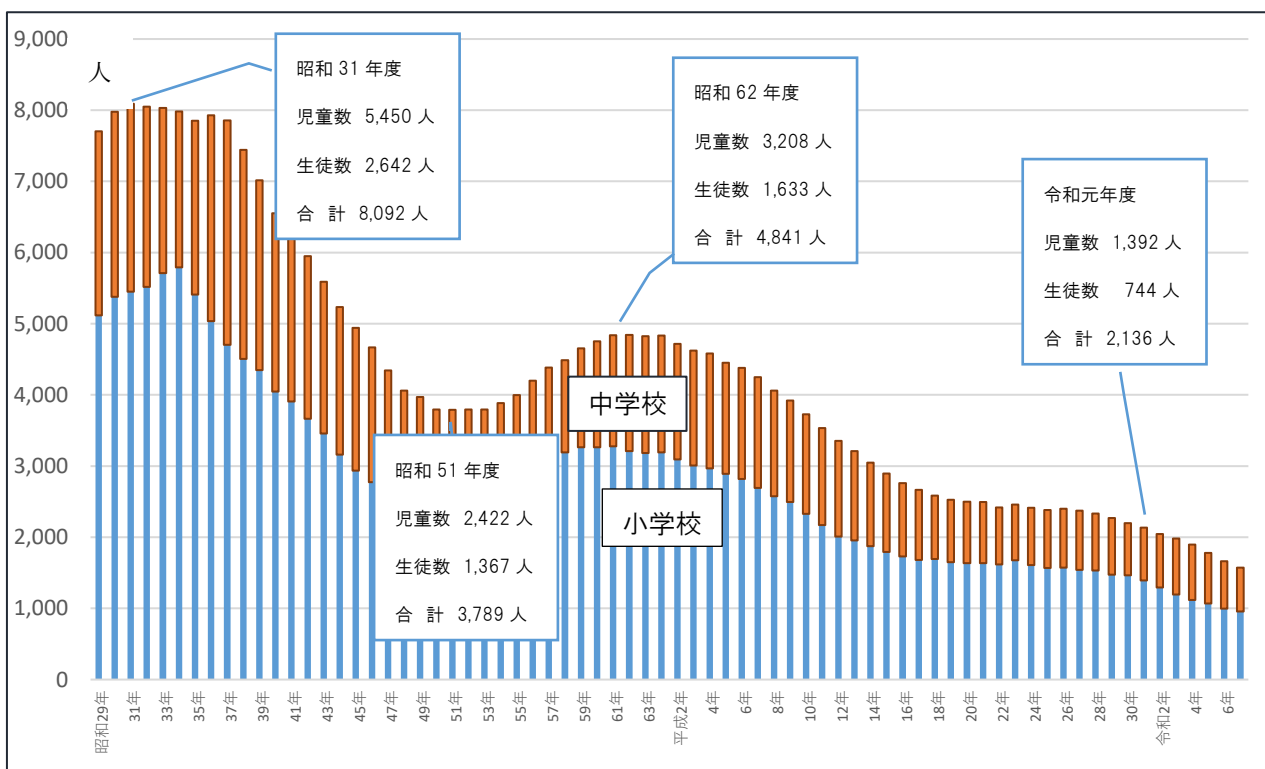
第3章 小中学校の現状

1 児童生徒数の推移

本市が昭和の大合併を経て、現在の市域となった昭和29年度からの学校基本調査(各年5月1日現在、令和2年度以降は平成31年4月1日現在住民基本台帳による学齢簿より推計)による児童生徒数の推移は下のグラフのとおりです。

いわゆる団塊の世代が就学期のピークを迎えた昭和31年度が最も児童生徒数が多く、児童数5,450人、生徒数2,642人、合計8,092人でした。その後この世代の卒業とともに児童生徒数は急激に減少し、昭和51年度には児童数2,422人、生徒数1,367人、合計3,789人にまで減少しました。

その後、団塊の世代のジュニアの世代の就学とともに一旦増加し、昭和62年度に児童数3,208人、生徒数1,633人、合計4,841人に増加したのをピークに再び減少に転じ、以後令和元年度には児童数1,392人、生徒数744人、合計2,136人となっており、過去一番多かった昭和31年度に比べて26.4%、昭和62年度比でも44.1%まで減少しています。



2 児童生徒数の現状

毎年度文部科学省が実施している学校基本調査による令和元年5月1日現在の市内の児童生徒数は次表のとおりです。

小学校でクラス替えができる学校は角田小学校のみで、東根小学校は完全複式学級となっています。その他の小学校はすべて単学級となっています。

中学校では、金津中学校が全学年単学級となっており、クラス替えができない小規模学校となっています。

① 小学校児童数

令和元年度学校基本調査による市内小学校の児童数は、合計1,392人で、最も児童数が多いのは角田小学校で640人、最も少ないのは東根小学校で28人です。東根小学校は1年生と2年生、3年生と4年生、5年生と6年生が一緒のクラスで学ぶ、いわゆる完全複式学級となっています。(表中()内の数値は、特別支援学級の在学数で内数。中学校も同様。)

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援学級		合計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
角田小学校	(2) 89	3	(3) 104	3	(3) 90	3	(6) 100	3	(1) 118	3	(2) 139	4	(17) 4	(17) 640	23	
横倉小学校	(2) 17	1	(1) 28	1	37	1	26	1	(1) 29	1	(1) 30	1	(5) 4	(5) 167	10	
枝野小学校	8	1	(1) 12	1	8	1	(1) 17	1	20	1	10	1	(2) 2	(2) 75	8	
藤尾小学校	10	1	16	1	16	1	(2) 23	1	21	1	20	1	(2) 1	(2) 106	7	
東根小学校	2	1	3	0	6	1	3	0	(1) 4	1	(1) 10	0	(2) 2	(2) 28	5	
桜小学校	(2) 29	1	19	1	31	1	(1) 27	1	37	1	(1) 27	1	(4) 2	(4) 170	8	
北郷小学校	19	1	24	1	(2) 23	1	(1) 23	1	(2) 25	1	24	1	(5) 4	(5) 138	10	
西根小学校	8	1	8	1	5	1	19	1	9	1	(1) 19	1	(1) 1	(1) 68	7	
合計	(6) 182	10	(5) 214	9	(5) 216	10	(11) 238	9	(5) 263	10	(6) 279	10	(38) 20	(38) 1,392	78	

② 中学校生徒数

令和元年度学校基本調査による市内中学校の生徒数は、合計744人で、最も生徒数が多いのは角田中学校で431人、最も少ないのは金津中学校で101人です。

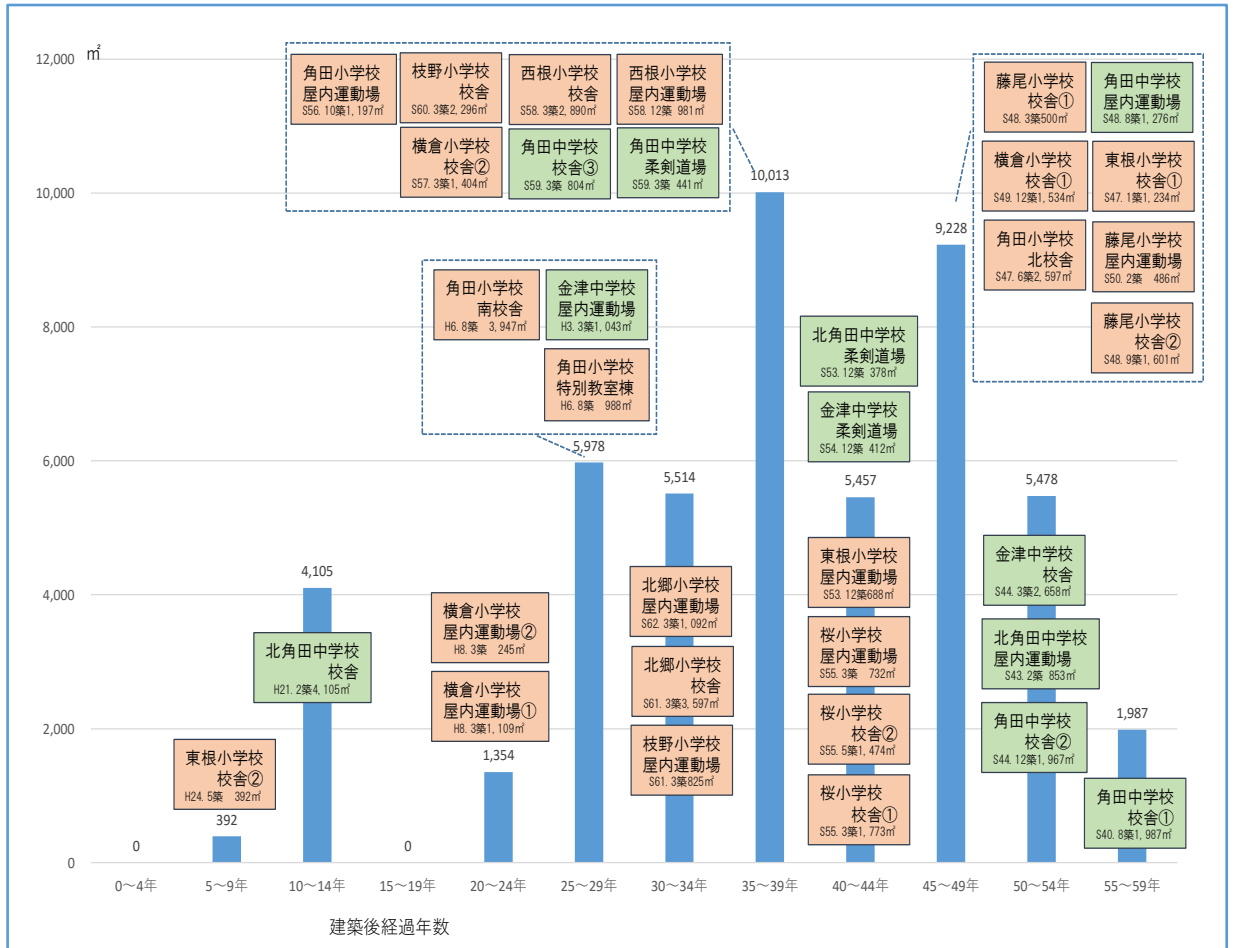
学校名	1年		2年		3年		特別支援学級		合計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
角田中学校	(6) 137	4	(2) 142	4	(6) 152	4	(14) 4	(14) 431	16	
金津中学校	34	1	(2) 27	1	(1) 40	1	(3) 2	(3) 101	5	
北角田中学校	(4) 75	3	58	2	79	2	(4) 2	(4) 212	9	
合計	(10) 246	8	(4) 227	7	(7) 271	7	(21) 8	(21) 744	30	

3 学校施設の老朽化の現状

本市の学校施設は、わが国の高度経済成長期の昭和40年代から50年代にかけて当時の木造校舎から鉄筋コンクリート造りとして整備され、その後耐震補強等を実施したものの、老朽化が進行し、最も古いものは校舎で角田中学校校舎①で、令和元年度末で築55年を経過する施設となっており、次いで金津中学校校舎が築51年経過となっています。

学校施設全体(校舎、屋内運動場、柔剣道場)の床面積は49,506㎡で、このうち令和元年度末で築50年を経過する施設が、角田中学校校舎①・②、金津中学校校舎、北角田中学校屋内運動場の合計7,465㎡、15.1%となっています。

しかし、15年後には築50年を経過する施設は32,163㎡、65.0%まで増加することになり、計画的な老朽化対策が必要となっています。



【備考】施設に①・②の表示があるものは、建築年次が複数年にわたる施設のうち、補助事業等の関係で複数年に分けて建築した施設。

施設の築経過年数は、年度を単位として端数処理している。

児童生徒数の急激な減少と、学校施設の老朽化の現状を踏まえ、将来的な学校教育環境の整備のための検討が必要。

15年後には、学校施設全体の65.0%が築50年以上に。

1 学校の適正規模・適正配置化が課題となる背景

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特性を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

また、地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっているため、学校が小規模であることに伴う課題が、かつてよりも一層顕在化しているという指摘があります。

学校教育法に基づき国が定める標準学級数（12～18学級）は、「特別な事情があるときはこの限りでない」とされているかなり弾力的なものです。一方、今後少子化がさらに進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点も踏まえ、学校の適正規模・適正配置化（以下「学校適正規模等」という。）や学校の小規模化に伴う諸問題が将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であるとの認識のもとに、最適な学校教育の在り方や学校適正規模等を市全体で検討することが必要であると考えています。

2 学校適正規模等に関する基本的な考え方

学校適正規模等を考える上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があると考えます。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、地域社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。

このため学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十分に行うためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となると考えます。

学校適正規模等の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、あくまでも児童生徒の教育環境の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものと考えます。

同時に、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域のコミュニティの核としての性格を有するもので、防災、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。

このため、学校適正規模等の具体的な検討については、児童生徒の保護者や就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど丁寧な議論を行うことが必要であると考えます。

1 学校適正規模等の必要性

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっています。

一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあり、学校規模の適正化の検討に際しては、12学級を下回るか否かだけでなく、12学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。

さらに、実際の小・中学校の教育活動に着目すれば、同じ学級数の学校であっても、児童生徒の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なっており、学校規模の適正化に当たっては、法令上標準が定められている学級数に加え、1学級あたりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行う必要があると考えます。

小規模校には小規模校としての良さがたくさんあることは事実です。教師の目がきめ細かく行き届き、異学年の集団が形成されやすく、縦のつながりが深くなることなどがその典型です。一般に、小規模校におけるメリットデメリットは次のようにまとめることができます。

小規模校におけるメリットデメリット一覧

■児童生徒関係

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導等において、個に応じたきめ細やかな指導ができる。 ・授業や行事において活躍する場が多くなる。 ・児童生徒相互の交流や理解が十分に行える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・切磋琢磨、競い合いが少なく、集団生活になじみづらい。 ・話し合い活動や共同作業の活動で、学習内容の深まりや広がりができにくい。 ・多くの情報と触れる機会が少ないことから、多様な知識や価値観が育ちにくい。 ・対人関係で問題が生じた場合、その解消が難しくなる傾向にある。

■保護者関係

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者間の連携がとりやすく、協力体制を築きやすい。 ・互いの児童生徒を把握しやすくなる。 ・一人ひとりの参加意識が高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備や学校行事などの保護者負担が大きいの。 ・PTA会員が減少するため、活動に制限が加わる。 ・校外活動やバス代や卒業アルバムなどの保護者負担が大きくなる。

■学校施設の関係

メリット	デメリット
・児童生徒一人あたりの施設、設備が充足している。	・施設や設備の予算が分散され、十分な整備ができない。

■教員や学校運営の関係

メリット	デメリット
・教員と児童生徒の親密な関係が築かれる。 ・児童生徒一人ひとりの個性や課題を全教職員が共通理解を図りやすい。 ・教職員全体の意思疎通がしやすい。	・教員定数上、教科職員の不足が生じ、中学校では専門教育が十分行えなくなる。 ・児童生徒を管理しすぎることになりがちなことから、主体性や社会性が育ちにくい傾向にある。 ・児童生徒の隠れた良さが気付かれにくい。 ・校務分掌の負担が多く、指導の時間が制約される。 ・教職員が限られているため、研修会等への参加が制限されるほか、教員同士の研修体制が築けない。

社会は多様な集団で構成されており、子どもたちが将来社会に出ていくことを考えれば、義務教育の過程において小さな集団から大きな集団まで経験させることが大切であり、そのためには一定の規模が必要になります。一定規模の学校集団の中でさらに活発な学校生活を送り、お互いに刺激し合うことができる、活力ある学校をつくっていくことは、教育効果の一層の向上につながると考えられます。

2 学校教育環境の質的向上

国際化、情報化等の進展により子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しようとしています。義務教育段階での教育は、次の段階の高等教育、さらにその先にある各種専門学校や大学での学びの基礎となるべきものであると考えます。

グローバル社会に身を置くことになる次世代の子どもたちには、社会の多様性や変化に柔軟に対応できる力を身につけることが大切で、そのための教育環境を整備することが必要となります。具体的には、様々な図書等に触れ合う機会、最新の情報機器を通じた授業、ALT（語学指導助手）による外国語教育、大型モニターを普通教室に配備した効率的で効果的な学びなどがあげられます。

こうした環境を整えるためには、膨大な費用が必要で、かつ継続性が求められます。そのためには、学校を一定の規模に集約して、限られた資源を効率的に配分する必要があると考えます。

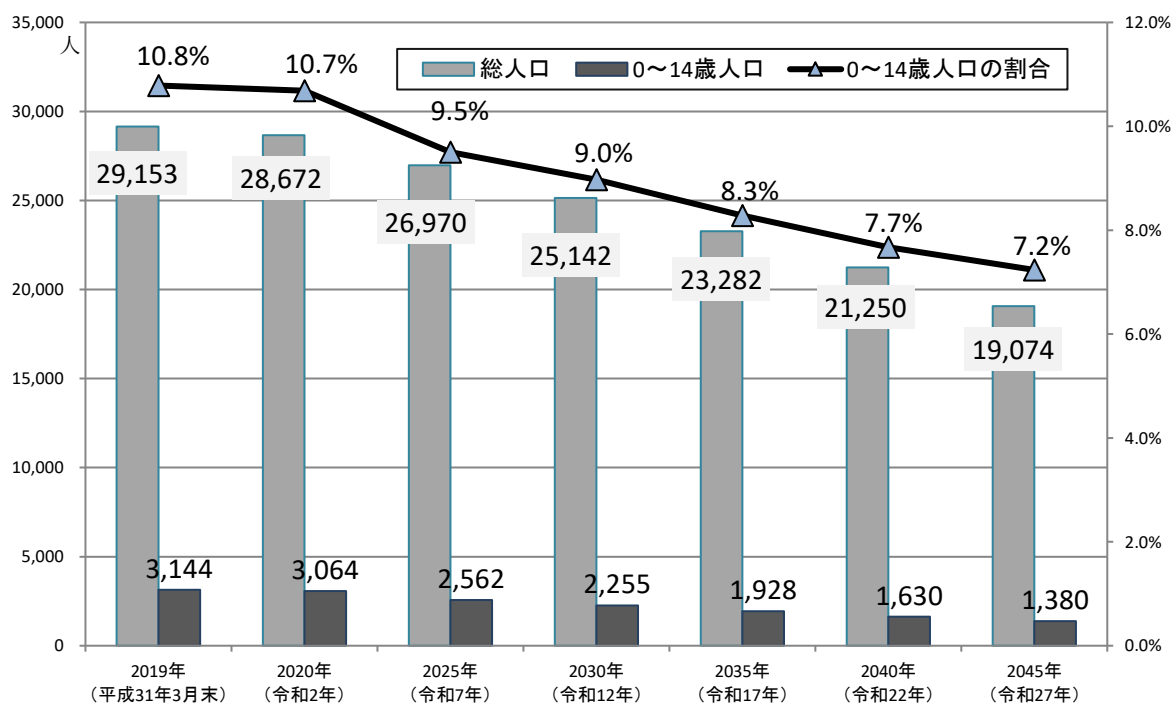
第6章 児童生徒数の将来推計

1 角田市の将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所が、平成30年3月にまとめた「日本の地域別将来推計人口」の本市の推計値は下グラフのとおりです。この推計は、平成27年の国勢調査をもとに令和27年までの5年ごと、5歳階層別に推計したものです。なお、下グラフの平成31年3月末現在値は、住民基本台帳人口に置き換えています。

これによると、本市の人口は令和17年には23,282人、令和27年には19,074人にまで減少するものと推計されています。

0歳から14歳までの人口では、平成31年3月末住民基本台帳人口が3,144人に対し、令和17年には1,928人、令和27年には1,380人に減少するものと推計され、今から27年後には半分以下にまで減少するとされています。



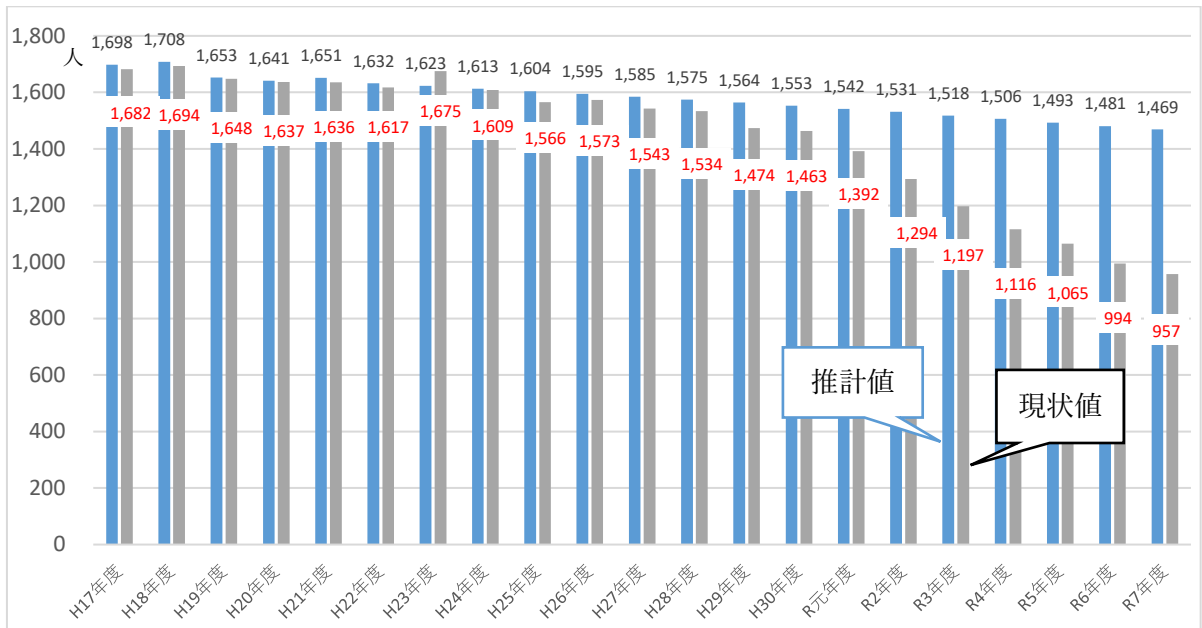
2 児童生徒数の将来推計（短期）

平成17年9月に策定した「角田市立学校施設整備の将来構想」において当時推計した小学校児童の将来推計と、平成31年3月末の本市の住民基本台帳からまとめた学齢簿からとらえた今後の就学予定者との比較は、次グラフのとおりで、平成29年度前後を境に推計と実績の乖離幅が広がる傾向が顕著となっており、特に未就学児童の減少が著しく、既に出生している子どもたちの数から、今後数年間で急激に入学者数が減少することが見通せる状況となっています。

平成31年3月末現在に既に出生している子どもが仮に今後転入転出等の異動がないものとした場合の令和7年度の小学校全児童数は、957人で、令和元年度の1,392人より435人減少することが確実な見通しとなっています。平成17年策定の当時の推計と比較すると令和7

年度には512人少ない状況です。

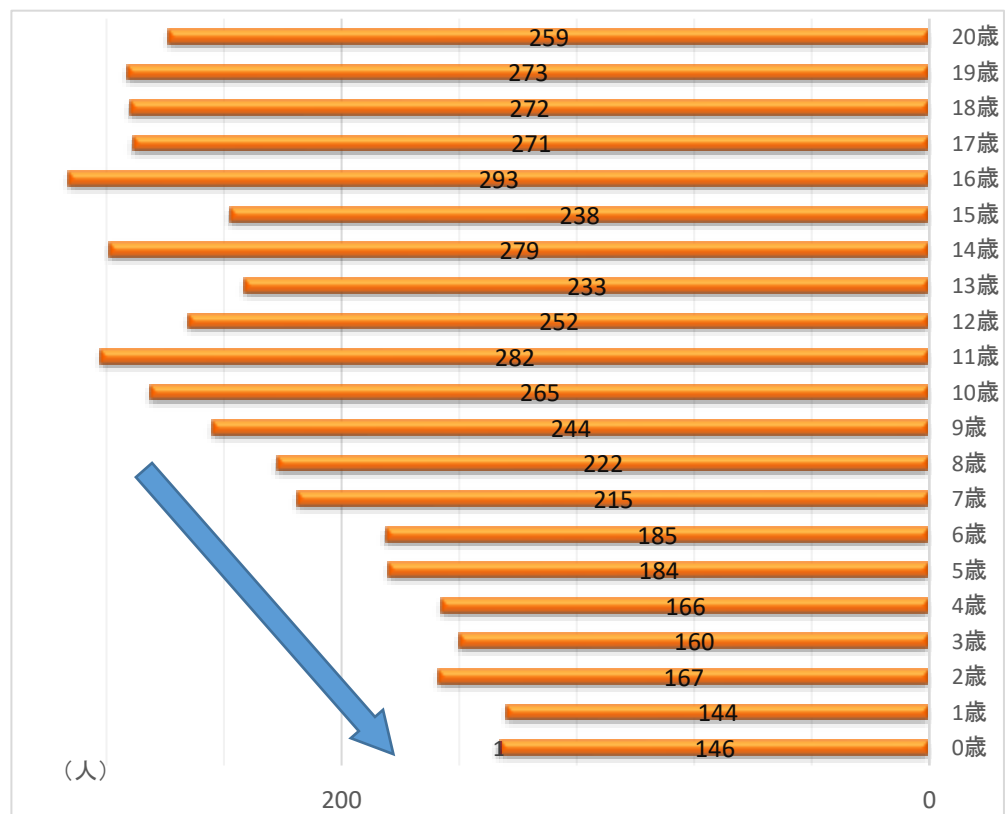
【平成17年策定の将来構想における推計と現状の比較（小学校児童数）】



この小学校児童数の急激な減少は、出生者数の減少に起因するもので、下図は平成31年3月末現在の本市の住民基本台帳人口を1歳（0～20歳）ごとに区分したものです。今後小学校に入学予定の未就学児童の減少が極めて特徴的な状況となっています。

特に0歳と1歳は150人を下回る数となっており、この傾向は少なからず継続するものと考えています。

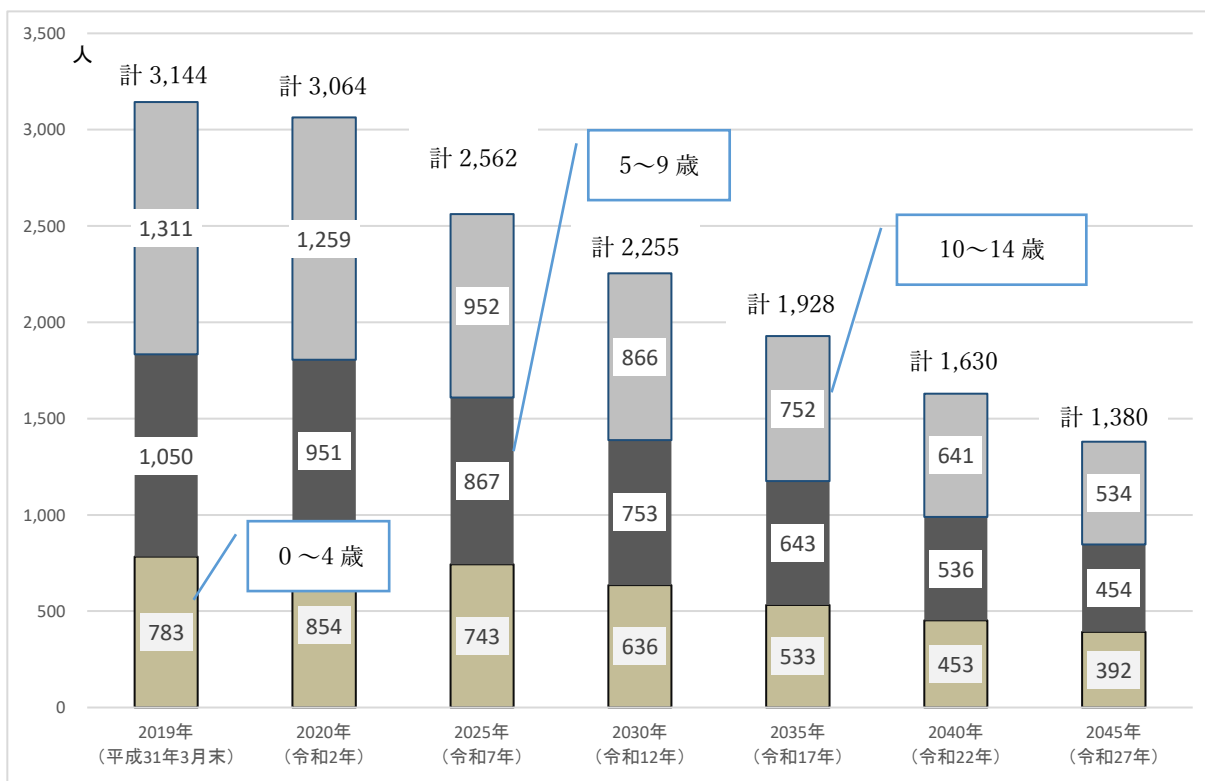
【住民基本台帳における0歳～20歳までの階層別人口（平成31年3月末現在）】



3 児童生徒数の将来推計（中長期）

国立社会保障・人口問題研究所が、平成30年3月にまとめた「日本の地域別将来推計人口」の本市の推計値は前述のとおりですが、これを0歳から14歳までの階層でさらに詳しく表したものが下グラフのとおりです。

義務教育段階の児童生徒の年齢と一致しませんが、平成31年3月末との比較では、令和17年度には61.3%、令和27年度には43.9%に減少することが見込まれます。



近年の出生者数の急激な減少、角田市の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)を現実的なものとして受け止め、子どもたちの教育環境のあり方を検討する。
0～14歳人口は、令和17年には61.3%、令和27年には43.9%までに減少。

第7章 保護者アンケートの結果

1 保護者アンケートの趣旨

学校適正規模等の検討に際して、児童生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進行する中で、学校生活、学校運営等に関する諸問題を調査するとともに、保護者の皆様がこの課題をどのように受け止め、考えているか等を把握することを目的として、下記の要領でアンケート調査を実施しました。

区分	説明	備考
対象者	平成30年5月1日現在における下記の方 ① 市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者全員 ② ①以外で角田市に住所を有する(住民基本台帳に記録されている)児童生徒の保護者全員 ③ 角田市に住所を有する(住民基本台帳に記録されている)未就学児の保護者全員	1,886人配布
実施方法	・無記名方式とするが、回答者の性別・年代・居住地区名等の属性は記入する。 ① 配布方法は、児童生徒。未就学児の通学・入所施設を通じて配布・回収 ② ①以外の対象者は郵送による	
実施期間	平成30年6月26日から7月10日まで	1,307人回収 回収率 69.3%

2 保護者アンケートの結果

アンケートは、記入者の性別、年代、居住地区、在学(予定)の小中学校などの基本属性のほか、学校適正規模等に関する全15問で実施しました。

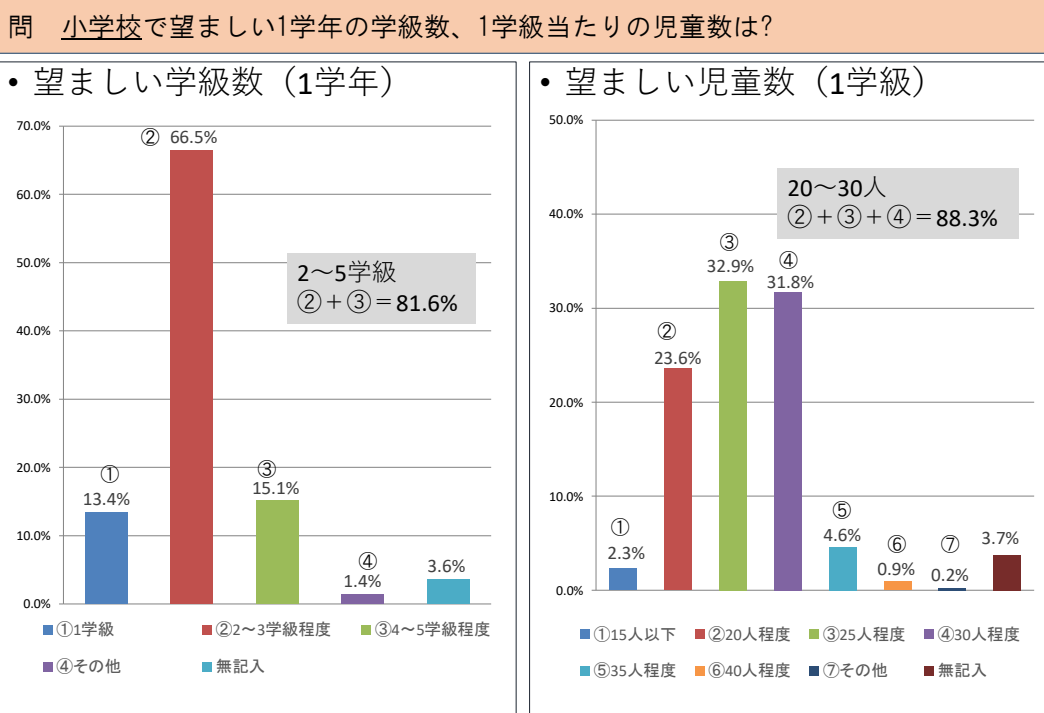
アンケートに回答された方のうち89.8%が女性の方で、その年代は30歳代が44.1%と最も多く、次いで40歳代が41.8%でした。

居住地区別は、右表のとおりです。

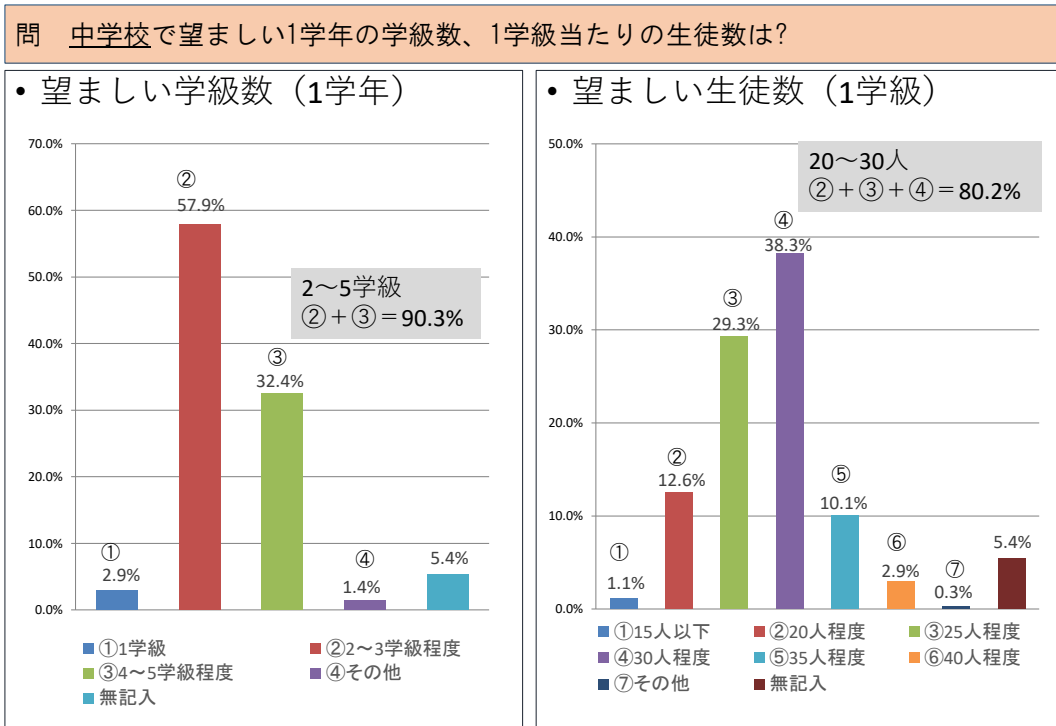
回答件数は、角田地区が551件、42.1%と最も多く、次いで北郷地区、横倉地区、桜地区でした(なお、無記名が9件、0.7%でした。)

地区名	件数	割合
角田地区	551件	42.1%
小田地区	21件	1.6%
横倉地区	149件	11.4%
枝野地区	80件	6.1%
藤尾地区	99件	7.6%
東根地区	34件	2.6%
桜地区	145件	11.1%
北郷地区	154件	11.8%
西根地区	65件	5.0%

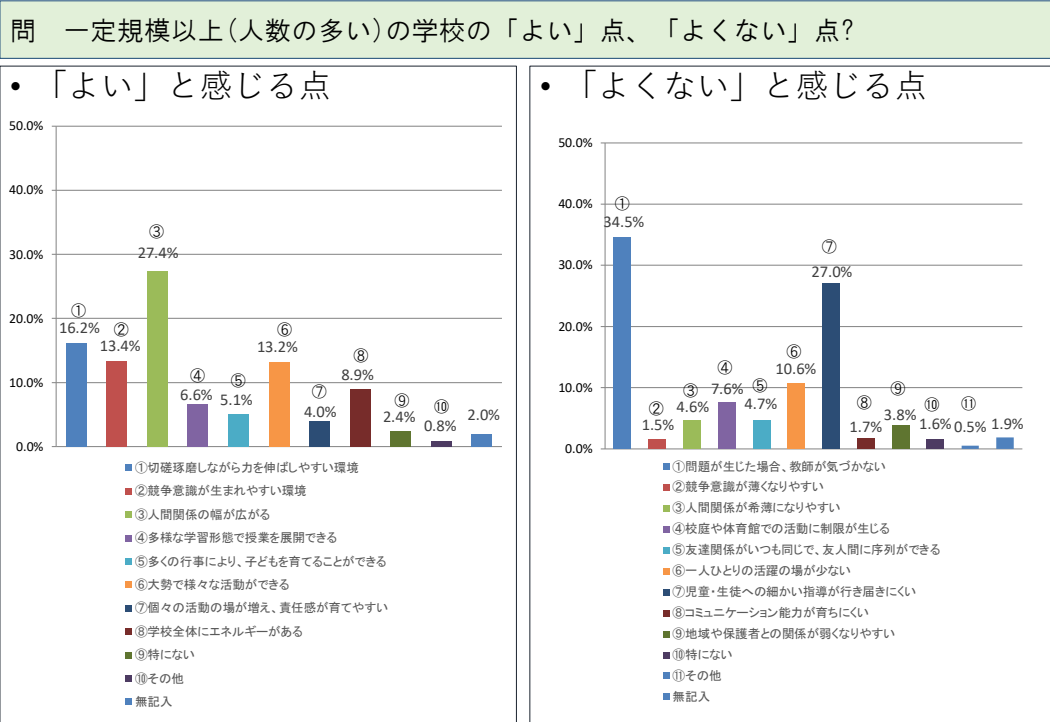
学校の適正規模に関して、「小学校における一つの学年での学級数、1学年当たりの児童数は、どの程度が望ましいと考えますか」という設問では、1学年当たりの望ましい学級数は2～5学級という回答が全体の81.6%、1学級当たりの望ましい児童数は20～30人という回答が全体の88.3%でした。



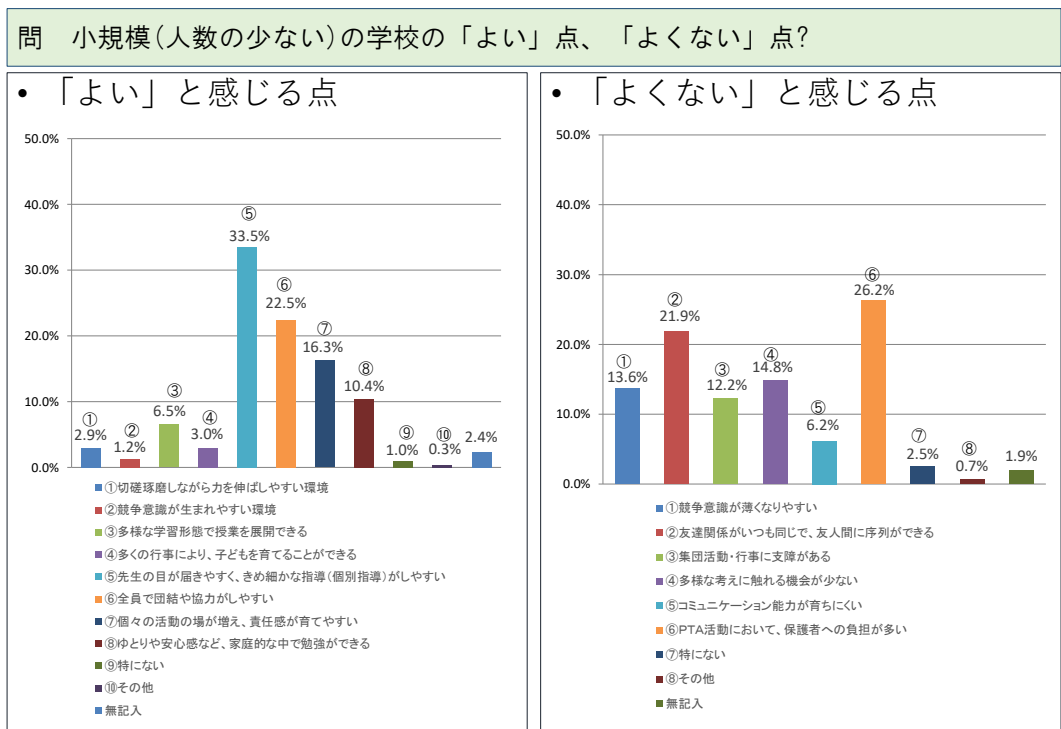
同様の設問の中学校では、1学年当たりの望ましい学級数は2～5学級という回答が全体の90.3%、1学級当たりの望ましい生徒数は20～30人という回答が全体の80.2%でした。



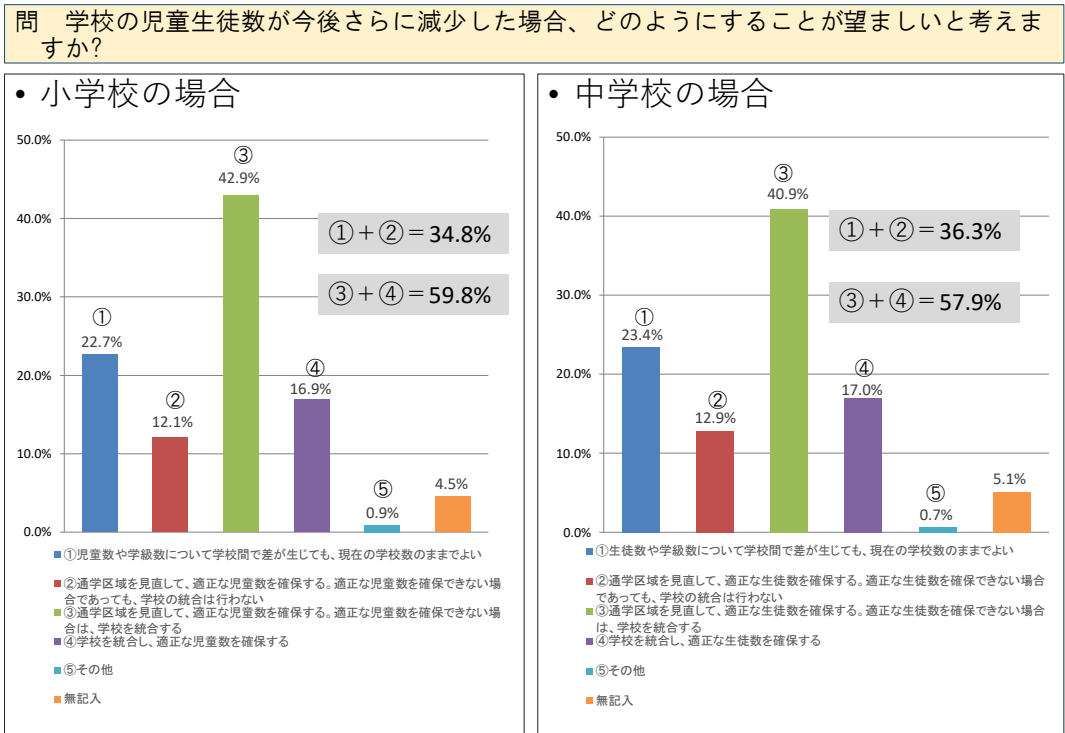
学校の規模が一定規模以上（人数が多い）の場合に、「よい」点を聞いた設問では、③人間関係の幅が広がるという回答が27.4%と最も多く、「よくない」と感じる点では、①問題が生じた場合、教師が気づかないが34.5%と最も多い結果となりました。



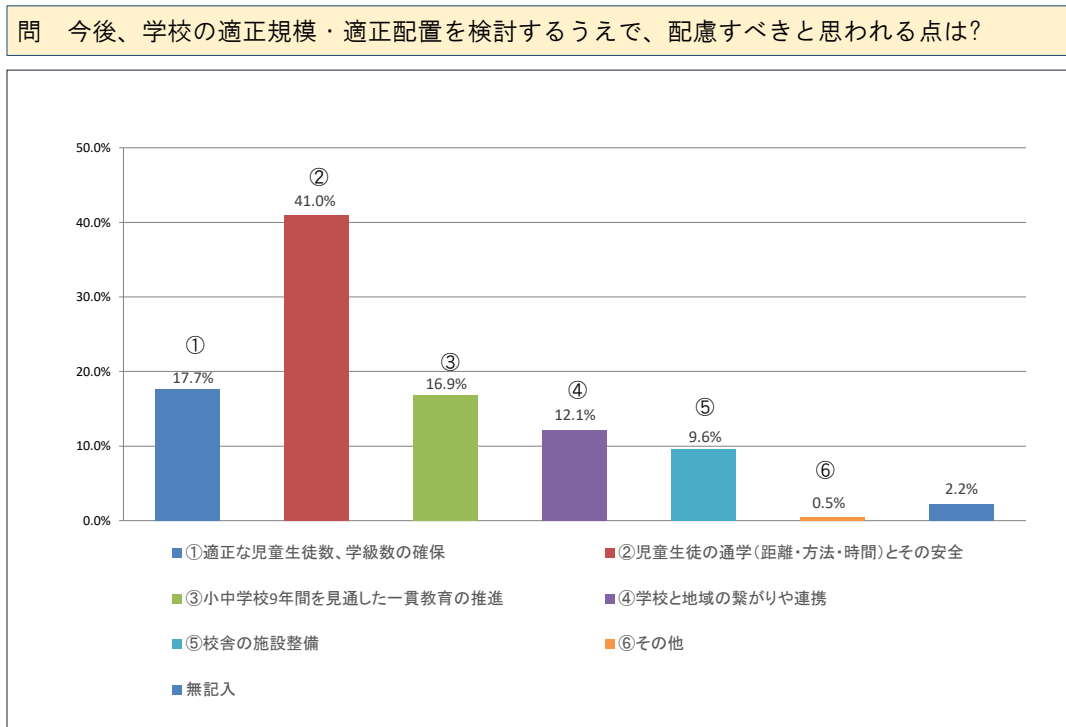
学校の規模が小規模（人数の少ない）の場合に、「よい」点を聞いた設問では、⑤先生が目が届きやすく、きめ細かな指導（個別指導）がしやすいという回答が33.5%と最も多く、「よくない」と感じる点では、⑥PTA活動において、保護者への負担が多いが26.2%と最も多い結果となりました。



また、「今後児童生徒数がさらに減少した場合、どのようにすることが望ましいか」という設問では、小中ともに③通学区域を見直して、適正な児童生徒数を確保する。適正な児童生徒数を確保できない場合は、学校を統合するという選択が最も多い結果となりました。



さらに、「今後、学校の適正規模・適正配置を検討するうえで、配慮すべきと思われる点は」という設問では、②児童生徒の通学とその安全という選択が41.0%と最も多い結果となりました。



第8章 学校適正規模等の将来構想

1 新しい将来構想の基本的考え方

近年の急激な出生者数の減少と今後の人口減少・少子化の進行を現実的なものとして捉えるとともに、保護者アンケート結果を鑑みると、現在の学校の規模・配置のまま、老朽化している学校施設を大規模改修、建て替え等を行うことは困難であると考えます。

また、次代を担う子どもたちの社会性を育み、教育環境を一層質の高いものとし、教育効果をあげるためには、一定の学校規模を確保していくための方策を講じる必要があります。

現在、既に完全複式学級化している東根小学校のほか、近い将来複式学級化することがほぼ確実な小学校が複数あることを考えたとき、学校施設を統廃合することはもはや避けて通れない重要な課題であるという認識のもとに、今後15年先の次世代に持続可能な地域社会を創造するための学校施設のあり方を速やかに具体化する必要があると考えます。

平成17年9月に策定した「角田市立学校施設整備の将来構想」では、その計画期間を平成18年度から平成34年度までの17年間とし、その計画推進期間を第1期から第3期までに区分して推進することとしていました。

しかし、新しい将来構想は、急激な少子化等を踏まえ、これまでの構想期間満了前にこれを見直し、国立社会保障・人口問題研究所が推計を公表している令和17年(2035年)の0歳～14歳人口1,928人(平成31年3月末同比較=3,144人)を現実的なものとして捉え、令和元年度を初年度とし、現在既に出生している子どもたちが義務教育期間を終了する今後15年間の構想とするものです。

① 適正規模の基本的考え方

学校教育法では、小・中学校ともにその適正規模学級数を12学級から18学級と定めていますが、角田市の現状、将来人口推計予測、地理的要件等と何よりも子どもたちの一定の集団による社会性の育成という観点から、当面その適正規模の基本的考え方は次のように考えるものとします。

区 分	過小規模 (複式学級がある)	小規模	適正規模 (全学年が複数学級)	大規模
小学校	5学級以下	6～11学級	12～18学級	19学級以上
中学校	2学級以下	3～5学級	6～18学級	19学級以上
令和元年5月1日 現在の状況 ()内は 普通学級数	東根小学校(3) 西根小学校(6)※	枝野小学校(6) 藤尾小学校(6) 桜小学校(6) 北郷小学校(6) 横倉小学校(6) 金津中学校(3)	角田中学校(12) 北角田中学校(7)	角田小学校(19)

※西根小学校は、本来の普通学級数は5であるが、教員の加配により令和元年度は複式学級が解消されている。

② 適正配置の基本的考え方

学校施設の適正配置を考えるうえでは、本市の昭和の市町村合併当時の経過とその後の児童生徒数の推移等の歴史的背景により、現在の学校施設の配置となっており、この現状と児童生徒数の将来推計、施設の老朽化等を一体的に考える必要があります。

学校施設の整備(大規模改修、増改築等)には、巨額の費用が必要であり、この費用は国等の補助があるとはいえ、市民が負担する税で賄われることを考えれば、次世代の負担を考慮し、効率的な投資をしていくことが必要です。

したがって、学校教育施設の適正配置を考えるうえでは、①既存の施設の老朽化等の現状を踏まえ、可能な限り有効活用すること ②小学校においては、市内中央を貫流する阿武隈川の右岸地区・左岸地区という地域的特性に配慮すること ③中学校は市全域で検討すること、という考え方を基本とします。

なお、この場合に生ずる通学方法の支援については、スクールバスを活用することを前提とします。

- ・適正規模の基本的考え方は、小中学校ともにクラス替えが可能な規模を理想とする。
- ・適正配置の基本的考え方は、本市の地理的・地域的特性に配慮するとともに、既存施設を有効に活用する。
- ・適正規模、適正配置によって生ずる通学支援は、スクールバスを活用する。

2 新しい将来構想

前述の新しい将来構想の基本的考え方及び今後の児童生徒数の将来予測等を踏まえて、早期の対応が必要な学校、中期的対応が必要な学校に区分し、次のような考え方で少子化・人口減に対応した活力ある学校・地域づくりを進めるものとします。

① 過小規模校等に対する早期の対応

今年度の学校基本調査(5月1日現在)において、過小規模校となっている東根小学校と西根小学校、また小規模校の中でも免許外教科担任が恒常化し、部活動にも制約がある金津中学校については、できるだけ早期に対応が必要です。

■東根小学校

- ◇令和元年5月1日現在児童数・・・28名(普通教室3(完全複式学級)、特別支援学級2)
- ◇既存のスクールバスを有効活用し、令和3年4月1日、桜小学校と統合

■西根小学校

- ◇令和元年5月1日現在児童数・・・68名(普通教室6(教員加配により複式解消)、特別支援学級1)
- ※令和3年度に、複式学級が2学級想定
- ◇既存のスクールバスを有効活用し、令和4年4月1日、北郷小学校と統合

■金津中学校

- ◇令和元年5月1日現在生徒数・・・101名(普通教室3、特別支援学級2)
- ◇新たにスクールバスの運行を考慮することとして、令和4年4月1日、角田中学校と統合

② 小規模校に対する計画的対応

今年度の学校基本調査(5月1日現在)において、小規模校となっている枝野小学校は、今後の学区内の出生者数等の動向により、複式学級化が確実視されることから、隣接する藤尾小学校との再編で対応します。

■枝野小学校

◇令和元年5月1日現在児童数・・・75名(普通教室6、特別支援学級2)

※令和3年度に複式学級1、令和5年度に複式学級2学級想定

■藤尾小学校

◇令和元年5月1日現在児童数・・・106名(普通教室6、特別支援学級1)

◇住民基本台帳に基づく令和7年度の全児童数想定・・・69名

枝野小学校において、複式学級が2学級になると想定される令和5年4月1日、枝野小学校と藤尾小学校を再編し、金津小学校とします。

再編する小学校の場所は、金津中学校の跡地が地理的適地と想定し、新たにスクールバスの運行を考慮します。

こうした小規模校に対する個別具体の対応に加え、今後の児童生徒数の減少は、平成31年4月1日現在住民基本台帳(既出生者数)から下表のとおり予測されることと、学校施設の老朽化、今後の児童生徒数の実際の減少予測により③具体的再編(案)に示す計画的かつ弾力的な対応が必要と考えます。

■小学校

学 校 名	令和元年度学校 基本調査児童数	平成31年4月1日住民基本台帳に 基づく令和7年度の児童数予測	比 較
角田小学校	640人	448人	△192人(△30.0%)
横倉小学校	167人	129人	△38人(△22.8%)
桜 小学校	170人	120人	△50人(△29.4%)
北郷小学校	138人	105人	△33人(△23.9%)

■中学校

学 校 名	令和元年度学校 基本調査生徒数	平成31年4月1日住民基本台帳に 基づく令和13年度の生徒数予測	比 較
角田中学校	431人	263人	△168人(△39.0%)
北角田中学校	212人	144人	△68人(△32.1%)

現在総児童数640人の角田小学校の児童数が、6年後の令和7年度には448人に減少するほか、その他の小学校も児童数が減少することが想定となり、さらにその先の将来予測を考慮した場合、児童数が100人を下回ることが想定されること、併せて学校施設の老朽化等を考慮する必要があります。

③ 具体的再編

既述の①、②を含めた全体的な学校の統合を含む具体的再編は次のとおりです。

年度 学校名	第1次行動計画 ・令和3年4月1日～ ・令和4年4月1日～	第2次行動計画 令和5年4月1日～	第3次行動計画構想 令和10～15年度
角田小学校			角田小学校 横倉小学校 を統合し 角田小学校
横倉小学校			
枝野小学校		枝野小学校 藤尾小学校 を再編し 金津小学校	
藤尾小学校			
東根小学校	桜小学校と 統合 令和3年4月1日		
桜小学校			桜小学校 北郷小学校 を再編し (仮称)北角田小学校
北郷小学校			
西根小学校	北郷小学校と 統合 令和4年4月1日		
角田中学校			角田中学校 北角田中学校 を統合し 角田中学校 (旧角田女子高跡地 に新設)
金津中学校	角田中学校と 統合 令和4年4月1日		
北角田中学校			

※第3次行動計画構想の取組年度は、児童生徒数の現状を検証し、令和7年度に見直す。

第1次行動計画と第2次行動計画は、児童生徒数の減少の現状、複式学級の解消等を考慮し、児童生徒数の一定の集団により社会性の育成、学習環境を考慮し、速やかかつ確実な対応が必要なものとして、実線で表記しています。

また、第3次行動計画構想については、第1次・第2次行動計画の実行後、その時点での児童生徒数の現状、学校施設の老朽化の状況、さらには本市の財政状況等を考慮し、計画的かつ弾力的な実行計画となるよう、あらためて具体的行動計画の議論すべきものとして点線で表記しています。

④ 教育環境の質的充実

次代を担う子どもたちには、新しい時代に対応できる能力を育むための新しい学習形態の整備が求められます。

具体的には、最新のICT環境整備、例えば児童生徒一人1台のタブレット端末、大型モニター等による情報教育の推進、学校図書の実質による学力向上対策、特別支援教育支援員の配置充実による教職員体制の充実、さらには部活動支援員の制度導入による部活動の充実等、これまではなかなか実施できなかった教育環境の質的充実のための学校の統合・再編であることがなによりも大切な視点であると考えます。

⑤ 小中一貫教育の検討

学校の統合・再編を考えるうえで、魅力ある学校づくりの観点から言えば、小中一貫教育も選択肢の一つであり、他の自治体においても導入している例もあります。

一口に小中一貫教育と言われるものには、①義務教育学校 ②併設型小学校・中学校 ③連携型小学校・中学校の3類型があるとされ、その実践的取組み内容は様々です。

一方、本市の特に中学校の現状では、生徒数の減少は急激で、クラス替えができる学校規模という課題の解決には必ずしもつながらないものと思われまます。また、中学校において学年単学級では、配置される教員数が少ないため、免許外教科担任の教科が増えたり、部活動の設置数の制限や指導者確保などの課題が生ずることにより変わりありません。

よって、本市としては角田市独自の小中一貫(連携)教育のあり方について、令和2年度内に教育委員会事務局と校長会等で構成する検討チームを設置し、「角田市版の小中一貫教育」のあり方に関する基本方針を策定することとします。

⑥ 地域コミュニティに対する配慮

児童生徒数の減少による教育環境の変化へ対応するために子どもたちの教育環境を整備していくことは何より優先すべきものとして上記のとおり取り組む必要があります。

一方で、学校の統合・再編により、これまで学校が果たしてきた地域コミュニティに対する役割は大きいことから、その対応もまた重要な取り組みです。

さらに、学校の統合・再編と、本市の人口減少、少子化・高齢化による地域コミュニティのあり方は、同時に議論し、早急に対策を講ずべき問題です。

そのような意味において、構成する世帯数が過度に減少し、地域コミュニティの担い手不足が課題となっている行政区の再編、地域コミュニティを支える拠点としての自治センターの役

割の見直し等も喫緊の課題です。つまり、「教育機関」としての自治センターから、「まちづくり、地域住民活動の拠点」としての自治センターへと明確にする時期にきているものと考えます。同時に、学校が地域と一体となって子どもたちを育む仕組みづくりとしての「コミュニティスクール」制度の検討も取り組まなければならない重要な課題です。

こうした検討を行うことにより、学校が果たしてきた地域コミュニティを補完する機能を担うことが可能となると考えます。

3 基本構想の推進に向けて

この「角田市学校の適正規模等に関する基本構想」（計画期間=令和元～15年度）は、平成17年9月に策定した「角田市立学校施設整備の将来構想」に代えて次世代の児童生徒の学校教育環境整備のために策定するものです。

策定に当たっては、平成30年6月に地域住民の代表、児童生徒の保護者の代表、学校関係者、学識経験者24名で構成する「角田市学校適正規模検討委員会」を設置し、1年半にわたり12回の会合を重ねてまいりました。

この間、保護者の皆様へのアンケート調査の実施とともに、住民説明会・保護者説明会の開催等を経て、令和元年8月に「角田市学校の適正規模等に関する基本構想（中間案）」をまとめ、具体的学校再編（案）について、再び住民説明会・保護者説明会を行うとともに、意見公募（パブリックコメント）を行い、多くのご意見を伺ってまいりました。

こうしたご意見を踏まえ、「角田市学校の適正規模等に関する基本構想（中間案）」を一部修正したうえで、次に掲げる取組項目を丁寧かつ確実に実施していきます。

なお、この基本構想の具体的再編における第1次行動計画と第2次行動計画については、一体的計画として今後、条例改正等所要の措置を講ずるものとします。

① 統合前の児童生徒の交流の実施

学校統廃合が決定した学校については、児童生徒の交流事業等を実施し、児童生徒及び保護者の不安解消に努めるとともに、交流事業の計画案については、学校を通じて保護者に情報提供することとします。

なお、児童生徒及び保護者の統合に伴う不安解消を図るための専門職員を配置します。

② 統合に伴う就学区域の特例

学校統廃合が決定した学校については、保護者が希望すれば、統合期日前でも統合先の学校へ就学できるよう特例的に制度を見直します。

③ 統合準備委員会の設置

学校統廃合が決定した学校については、住民・保護者・学校関係者の代表で構成する統合準備委員会を設置し、円滑な統廃合に向けて協議する場を設けます。

④ 住民・保護者に対する情報提供

③で設置した統合準備委員会での協議結果等は、その都度（仮称）「統合準備委員会だより」を作成し、学区内の住民・保護者に情報提供します。

⑤ 推進体制

第1次行動計画、第2次行動計画を着実に推進するとともに、令和7年度の基本構想の見直しとそれに伴う第3次行動計画構想の具体化について、継続的かつ着実に推進するため、専門組織を設けます。

① 角田市学校適正規模検討委員会委員名簿(敬称略)

区 分	氏 名		備 考	
	平成30年度 (第1回～第7回)	令和元年度 (第8回～第11回)		
地域代表者	角田地区行政区長代表	高 橋 輝 昭	同 左	委員長
	横倉地区行政区長代表	預 幡 久	同 左	
	小田地区行政区長代表	武 智 照 道	同 左	
	枝野地区行政区長代表	砂 金 甚 一	同 左	
	藤尾地区行政区長代表	佐 々 克 仁	同 左	
	東根地区行政区長代表	渡 邊 文 彦	同 左	
	桜地区行政区長代表	玉 手 信 一	同 左	
	北郷地区行政区長代表	今 野 良 一	同 左	
	西根地区行政区長代表	佐 藤 弘	同 左	
保護者代表者	角田小学校父母教師会代表	齋 藤 美 明	同 左	
	枝野小学校父母教師会代表	小 形 一 矢	同 左	
	藤尾小学校父母教師会代表	齋 藤 純 子	北 澤 隆 蔵	
	桜小学校父母教師会代表	加 藤 豊	同 左	
	東根小学校父母教師会代表	渡 邊 研 一	後 藤 充 延	
	北郷小学校父母教師会代表	遠 藤 浩 司	同 左	
	西根小学校父母教師会代表	山 田 義 三	同 左	令和元年度 副委員長
	横倉小学校父母教師会代表	池 田 寛 幸	同 左	
	角田中学校父母教師会代表	小 島 新 介	同 左	
	金津中学校父母教師会代表	渡 邊 宏 二	同 左	
	北角田中学校父母教師会代表	目 黒 修	水 戸 裕 光	目黒委員・平成30年度 副委員長
学校関係者	角田市校長会	永 井 哲	同 左	
	角田市校長会	工 藤 成 瑞	同 左	
学識経験者	宮城大学事業構想学部	藤 澤 由 和	同 左	
	宮城大学事業構想学部	石 内 鉄 平	同 左	

② 角田市学校適正規模検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、少子高齢化及び人口減少問題による児童生徒数の減少に伴い、角田市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の小規模化が進行する中で、学校生活、学校運営等に関する諸問題を調査し、学校の適正規模、適正配置等について検討するため、角田市学校適正規模検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方並びに適正化に向けた具体的方策について検討し、教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域代表者
- (2) 保護者代表者
- (3) 学校関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める報告までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

③ 角田市学校適正規模検討委員会開催状況及び配布資料

■第1回 平成30年6月19日(火)開催

- 資料1-1 「角田市立学校施設整備の将来構想について」(H17.9月市策定)
- 資料1-2 「角田市立学校施設整備の将来構想について」(参考資料)
- 資料2 学校施設将来構想の見直しの必要性
- 資料3 角田市の将来人口推計及び少子化の現状について(角田市立小中学校保護者説明資料)
- 資料4 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(H27.1月国策定)
- 資料5 学校規模の標準について(資料4の集約版)
- 資料6 学校の適正規模・適正配置に関する保護者アンケート実施要領(案)
- 資料7 学校の適正規模・適正配置に関するアンケートご協力をお願い(案)
- 資料8 角田市立学校適正規模検討委員会の今後の話し合いの進め方(案)
- その他 学校適正規模・適正配置等に関するこれまでの動き
行政区長との意見交換会の開催概要について

■第2回 平成30年8月3日(金)開催

- 資料1 角田市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する保護者アンケート回収状況について
- 資料2 角田市学校適正規模検討委員会の議事録作成等要領(案)について
- 資料3 角田市立学校施設整備の将来構想【H17.9策定】の概要
- 資料4 角田市小学校児童等通学現況図

■第3回 平成30年9月27日(木)開催

- ③資料1 第1回検討委員会会議録
- ③資料2 第2回検討委員会会議録
- ③資料3 角田市立小中学校施設の現状
- ③資料4 学校の適正規模・適正配置に関する保護者等アンケート結果集計報告書
- その他 (※防災安全課資料)角田市防災マップ(水害編)(土砂災害編)

■第4回 平成30年11月27日(火)開催

- ④資料1 角田市立小中学校施設の現状(※③資料3に図面を添付したもの)
- ④資料2 学校の適正規模・適正配置に関する保護者等アンケート結果集計報告書(市全体と角田地区を除いた集計の比較)
- ④資料3 学校の適正規模・適正配置に関する保護者等アンケート結果集計報告等に係る各地区行政区長等説明資料
- ④資料4 第3回検討委員会会議録
- ④資料5 角田市の行財政の状況について

■第5回 平成30年12月18日(火)開催

- ⑤資料1 保護者等アンケート結果集計報告等に係る保護者説明の状況
- ⑤資料2 第4回検討委員会会議録
- ⑤資料3 角田市立学校適正規模検討委員会の今後の話し合いの進め方(案)(スケジュール)
(※第1回資料8と同)
- ⑤資料4 中学校区ごとのグループ編制について
- その他 第4回角田市学校適正規模検討委員会質疑における回答

■第6回 平成31年1月22日(火)開催

- ⑥資料1 第5回角田市学校適正規模検討委員会グループ別討議概要
- ⑥資料2 角田市立小中学校の児童生徒数及び今後の予定
- ⑥資料3 角田市議会一般質問における教育長答弁骨子
- ⑥資料4 第5回検討委員会会議録

■第7回 平成31年2月25日(月)開催

- ⑦資料1 第6回角田市学校適正規模検討委員会グループ別討議概要
- ⑦資料2 第6回検討委員会会議録
- ⑦資料3 角田市学校適正規模に関する将来構想見直しに係る基本方針(案)

■第8回 令和元年6月7日(金)開催

- ⑧資料1 角田市学校適正規模に関する将来構想見直しに係る基本方針の住民説明等の開催状況について
- ⑧資料2 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引(H28.12 文部科学省作成)
- ⑧資料3 角田市学校適正規模検討委員会の今後のスケジュール(案)
- その他 第7回検討委員会会議録
広報6月号抜粋(2~5頁) 学校適正規模に関する将来構想見直しに係る基本方針の記事

■第9回 令和元年6月26日(水)開催

- ⑨資料1 第8回角田市学校適正規模検討委員会グループ別討議概要
- ⑨資料2 第8回検討委員会会議録
- ⑨資料3 小中一貫教育について
- その他 角田市学校適正規模・適正配置に関する将来構想【具体案(検討のたたき台ベース)】

■第10回 令和元年7月18日(木)開催

- ⑩資料1 第9回角田市学校適正規模検討委員会グループ別討議概要
- ⑩資料2 第9回検討委員会会議録
- ⑩資料3 角田市学校適正規模・適正配置に関する将来構想【具体案(検討のたたき台ベース)】の考え方

■第11回 令和元年8月6日（火）開催

- ⑪資料1 第10回角田市学校適正規模検討委員会グループ別討議概要
- ⑪資料2 東根小学校父母教師会が実施した意向調査等の概要
- ⑪資料2-2 桜小学校父母教師会が実施した意向調査等の概要
- ⑪資料2-3 西根小学校父母教師会が実施した保護者説明会等の概要
- ⑪資料3 第10回検討委員会会議録
- ⑪資料4 角田市学校の適正規模等に関する検討経過と検討内容の中間とりまとめ（案）

■第12回 令和元年12月18日（水）開催

- ⑫資料1 角田市学校の適正規模等に関する基本構想（中間案）の説明会概要のポイント及び意見公募（パブリックコメント）手続の実施結果について
- ⑫資料2-1、2-2「角田市学校の適正規模等に関する基本構想（中間案）」の説明会及び意見公募（パブリックコメント）での意見等について
- ⑫資料3 学校施設長寿命化計画策定のための施設劣化診断結果（速報）について
- その他 第11回検討委員会会議録

④ 関係法令等

○学校教育法施行規則（抄）

（設備、編制）

第40条 小学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）の定めるところによる。

（学級数）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（設備、編制）

第69条 中学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）の定めるところによる。

（準用規定）

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抄）

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

(1) 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。

(2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「18学級まで」とあるのは、「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（抄）

（学級編制の標準）

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第8条第3号並びに第8条の2第1号及び第2号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項において同じ。）	同学年の児童で編制する学級	40人（第1学年の児童で編成する学級にあつては、35人）
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあつては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級（以下この表及び第7条第1項第5号において単に「特別支援学級」という。）	8人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	特別支援学級	8人

